

伊予市道路占用料 新旧対照表（令和6年4月1日～）

占用物件		占用料			備考		
		単位	改正後	現行			
道路法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	480 円	420 円			
	第 2 種電柱		730 円	650 円			
	第 3 種電柱		990 円	880 円			
	第 1 種電話柱		430 円	380 円			
	第 2 種電話柱		680 円	610 円			
	第 3 種電話柱		940 円	830 円			
	その他の柱類		43 円	38 円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 m につき 1 年	4 円	4 円			
	地下に設ける電線その他の線類		3 円	2 円			
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420 円	370 円			
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 m ² につき 1 年	260 円	230 円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	850 円	760 円			
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360 円	320 円			
	広告塔	表示面積 1 m ² につき 1 年	870 円	960 円			
	その他のもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	850 円	760 円			
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07m 未満のもの	長さ 1 m につき 1 年	18 円	16 円			
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの		26 円	23 円			
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの		38 円	34 円			
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの		51 円	45 円			
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの		77 円	68 円			
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの		100 円	91 円			
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの		180 円	160 円			
	外径が 0.7m 以上 1m 未満のもの		260 円	230 円			
	外径が 1m 以上のもの		510 円	450 円			
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 m につき 1 年	3 円	2 円	
		その他のもの			9 円	8 円	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	680 円	610 円		
		上空に設けるもの	占用面積 1 m ² につき 1 年	430 円	380 円		
		地下に設けるもの		260 円	230 円		
その他のもの			850 円	760 円			

法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				850 円	760 円	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.005 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額	A に 0.008 を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額	A に 0.01 を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430 円	480 円	
	地下に設ける通路			260 円	290 円	
	その他のもの			850 円	760 円	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 m ² につき 1 日	9 円	10 円	
	その他のもの		占有面積 1 m ² につき 1 月	87 円	96 円	
道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ² につき 1 月	87 円	96 円	
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1 年	870 円	960 円	
	標識		1 本につき 1 年	680 円	610 円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	9 円	10 円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	87 円	96 円	
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工施用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 m ² につき 1 日	9 円	10 円	
		その他のもの	その面積 1 m ² につき 1 月	87 円	96 円	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	870 円	960 円	
		その他のもの		430 円	480 円	
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物				850 円	760 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.031 を乗じて得た額	A に 0.033 を乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工施用施設及び同条第 5 号に掲げる工施用材料			占有面積 1 m ² につき 1 月	87 円	96 円	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				85 円	76 円	
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.019 を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.023 を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて得た額		新設
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額		新設

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		新設
		その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額		新設
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額		新設
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額		新設
令第7条第14号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額		新設